

反社会的勢力でないことの宣言書

株式会社あるあるCity 御中

私は、貴社に対し、以下のとおり、反社会的勢力でないことを宣言します。

- 私は、私が反社会的勢力（暴力団（準暴力団を含みます。以下同じです。）、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者をいいます。以下同じです。）に該当し、若しくは反社会的勢力と次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、貴社が、私に対して何らの催告を要せずして、「べあ～君」の利用許諾の取消しをすることができることを承諾いたします。
 - 反社会的勢力の支配下にあると認められるとき。
 - 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 私は、私が自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為をした場合には、貴社が、私に対して何らの催告を要せずして、「べあ～君」の利用許諾の取消しをすることができることを承諾いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を棄損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 私は、次の各号に掲げる事項を貴社に表明及び確約し、私がそのいずれかに違反した場合には、貴社が、私に対して何らの催告を要せずして、「べあ～君」の利用許諾の取消しをすることができることを承諾いたします。
 - 私が第1項に該当しないこと、及び将来も同項若しくは第2項各号に該当しないこと。
 - 私が前号に該当することが本契約締結後に判明した場合には、私は、直ちに貴社に報告するとともに、契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。
- 私は、私が次の各号に掲げる事項のいずれかに違反した場合には、貴社が、私に対して何らの催告を要せずして、「べあ～君」の利用許諾の取消しをすることができることを承諾いたします。
 - 私が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入等」という。）を受けた場合は、これを拒否すること。
 - 私が、不当介入等を受けた場合には、直ちに貴社にその事実を報告し、貴社による捜査機関への通報及び貴社への報告に必要な協力を行うこと。
- 私は、貴社が前各項の規定により「べあ～君」の利用許諾の取消しをした場合には、私に損害が生じても、貴社は、私に対して損害賠償及び損失補償することを要しないことを承諾し、また、かかる利用許諾の取消しにより貴社に損害が生じたときは、私は、その一切の損害を賠償するものとします。

平成 年 月 日

住所：

氏名：

反社会的勢力でないことの宣言書

株式会社あるあるC i t y 御中

弊社は、貴社に対し、以下のとおり、反社会的勢力でないことを宣言します。

1. 弊社は、弊社（弊社の役員及び経営に実質的に関与している者を含みます。以下同じです。）が反社会的勢力（暴力団（準暴力団を含みます。以下同じです。）、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者をいいます。以下同じです。）に該当し、若しくは反社会的勢力と次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、貴社が、弊社に対して何らの催告を要せずして、「べあ〜君」の利用許諾の取消しをすることができることを承諾いたします。
 - ①反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
2. 弊社は、弊社が自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為をした場合には、貴社が、弊社に対して何らの催告を要せずして、「べあ〜君」の利用許諾の取消しをすることができることを承諾いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を棄損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 弊社は、次の各号に掲げる事項を貴社に表明及び確約し、弊社がそのいずれかに違反した場合には、貴社が、弊社に対して何らの催告を要せずして、「べあ〜君」の利用許諾の取消しをすることができることを承諾いたします。
 - ①弊社が第1項に該当しないこと、及び将来も同項若しくは第2項各号に該当しないこと。
 - ②弊社が、前号に該当することが本契約締結後に判明した場合には、弊社は、直ちに貴社に報告するとともに、契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。
4. 弊社は、弊社が次の各号に掲げる事項のいずれかに違反した場合には、貴社が、弊社に対して何らの催告を要せずして、「べあ〜君」の利用許諾の取消しをすることができることを承諾いたします。
 - ①弊社が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入等」という。）を受けた場合は、これを拒否すること。
 - ②弊社が、不当介入等を受けた場合には、直ちに貴社にその事実を報告し、貴社による捜査機関への通報及び貴社への報告に必要な協力を行うこと。
5. 弊社は、貴社が前各項の規定により「べあ〜君」の利用許諾の取消しをした場合には、弊社に損害が生じても、貴社は、弊社に対して損害賠償及び損失補償することを要しないことを承諾し、また、かかる利用許諾の取消しにより貴社に損害が生じたときは、弊社は、その一切の損害を賠償するものとします。

平成 年 月 日

住所：
会社名：
代表者：